

情報ファイル

information file



自動車税の納税をお忘れなく

税・年金

5月31日(金)は、自動車税の納期限です。

4月1日現在で、自動車を所有している方に、5月上旬に県から納税通知書を送付しますので、県税事務所、金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。

なお、名義変更・廃車などの手続を他の人に依頼した自動車について納税通知書が届いた場合は、それらの手續が3月末日までに行われていない可能性がありますので、確認してください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、管轄の県税事務所に連絡してください。

問合せ先
西三河県税事務所自動車税グループ
☎ 0564-277-2712

国民年金保険料
学生納付特例の申請はお済みですか

学生納付特例制度は、学生期間は収入がなく、国民年金保険料の納付が困難な方に学生期間の納付を猶予する制度です。

学生特例期間は、10年間以内であれば、保険料の追納ができます。

ただし、2年を経過すると当時の保険料と加算額が、追納額になります。希望する場合は早めに申請をしてください。

対象者 20歳以上の学生で本人の前年所得が118万円以下の方

特例期間の取り扱い 学生納付特例期間に障がい者になつた場合、障がいの程度に応じて障害基礎年金の受給対象になります。学生納付特例期間

は、老齢基礎年金の受給資格要件には算入されますが、受給額には反映されません。

申請に必要なもの

印鑑
・学生証のコピー（有効期限の記載面含む）

問合せ先
市民窓口グループ
☎ 52-11111（内線216）
26)

学校通信

⑫港小学校 —地域とともに—

昨年11月24日に、南部まちづくり協議会の皆さんと児童の有志による西門のペンキ塗りが行われました。おかげで、西門は見違えるようにきれいになりました。また、今年2月3日には、港小学校区おやじの会主催の親子のふれあいを目的とした「親子餅つき＆トン汁大会」が開催されました。当日は、おやじの方のほか、大勢の保護者の方々にもお手伝いいただきました。おかげさまで、300名近くの園児から大人までの参加を得て、おいしく楽しく餅やトン汁をいただけ、大変盛り上がった会となり、子どもたちも大喜びでした。

また、子どもたちは地域で学ぶ学習を広め、例えば6年生は防災の学習の成果をパンフレットにまとめ、広報とともに地域に配布することができました。



そして、この5月には、同窓生による遊具のペンキ塗りが予定されています。

これらのこととは、ほんの一例で、本校はまさに地域とともに歩んでいます。

今後も、港小学校区おやじの会、南部まちづくり協議会、港小学校図書ボランティア「みなと」、南部公民館などの地域の組織との連携を深め、「大家族たかはま」をめざし、未来の宝である子どもたちの健全育成に努めてまいりたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

問合せ先

高浜市立港小学校 ☎ 52-2031